

監査上の主要な検討事項（KAM）の適用 2 年目に関する周知文書

2022 年 3 月 1 日
改正 2022 年 10 月 13 日
日本公認会計士協会
監査・保証基準委員会
(周知文書：第 18 号)

監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters：KAM）が上場会社等の監査に適用されて 2022 年 3 月期で 2 年目を迎える。

期末監査を迎えるに当たっての留意事項を取りまとめた。

本周知文書は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成するものではなく、会員が遵守すべき基準等にも該当しない。また、2022 年 3 月 1 日時点の最新情報に基づいている。

以 上

- ・ 本周知文書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正）

監査上の主要な検討事項 (KAM)の 適用2年目に向けて

その1



監査上の主要な検討事項（KAM）が上場会社等の監査に適用されて2022年3月期で2年目を迎えます。会員の皆様におかれましては、期末監査を迎えるに当たり、KAMの項目やその記載内容について既に検討を進めていることと思いますが、今一度以下について留意しましょう。



KAM適用2年目に当たり留意していただきたい点

1

会社の状況によっては前年度と同一の項目をKAMとして記載することを予定しているケースもあると思われますが、その場合においても本当に項目選定や記載内容が当年度においても適切かどうか、**前年度からのリスクの変化に注意**しましょう。

2

KAMとして記載する内容には一般的な要因だけでなく、当年度の事業内容及び事業環境に紐付いた各会社**固有の要因**を含めた**具体的な記載**を心がけましょう。

監査上の主要な検討事項 (KAM)の 適用2年目に向けて

その2



監査上の主要な検討事項（KAM）が上場会社等の監査に適用されて2022年3月期で2年目を迎えます。会員の皆様におかれましては、期末監査を迎えるに当たり、KAMの項目やその記載内容について既に検討を進めていることと思いますが、今一度以下について留意しましょう。



KAM適用2年目に当たり留意していただきたい点

3

2022年3月期より「収益認識に関する会計基準」が適用されています。

当該基準の影響が大きく複雑性を伴う場合には監査上の重要論点となるため、KAMとするか否かについて、十分に検討しましょう。

4

会計上の見積りにおける重要な仮定など、KAMに含まれている会計上の見積り項目が財務諸表の注記に記載されていない場合又はKAMにおいて会計上の見積りにおける重要な仮定などについて具体的な記載があっても、KAMで参照すべき注記の記載内容が具体的でない場合は、財務諸表の注記が不足している可能性があります。

KAMの検討の際には、**財務諸表の注記が十分であるか否か**についても注意しましょう。